

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の患者等が発生した場合の対応について（令和2年2月21日付け、教保健第355号）」により通知しているところですが、今般の県内の感染状況等を踏まえ、次のとおり取り扱うこととしましたので、適切に対応願います。

なお、「児童生徒等及び教職員の発生状況報告」については、変更ありませんので、よろしくお取り計らいください。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならぬ場合も同様）
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ④新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

出席停止とする期間については、上記①～③については、保健体育課と協議すること、上記④については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とすること。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安

- (1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。
 - ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合（ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。）

- ②新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①については、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とすること。

- (2) 上記(1)の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

【本件問い合わせ先】

上記1、2(1)について	県教育庁保健体育課	電話(086)226-7591
上記2(2)について		
・[中学校]	県教育庁義務教育課	電話(086)226-7584
・[高等学校]	県教育庁高校教育課	電話(086)226-7585
・[特別支援学校]	県教育庁特別支援教育課	電話(086)226-7912

教保健 第 5 号
令和2年4月6日

課 (室) 長
教 育 事 務 所 長
総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長
市町村(組合)教育委員会教育長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長あて通知いたしましたので、情報提供いたします。

【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班
電話(086)226-7591

写

教保健 第 5 号
令和 2 年 4 月 6 日

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の患者等が発生した場合の対応について（令和 2 年 2 月 21 日付け、教保健第 355 号）」により通知しているところですが、今般の県内の感染状況等を踏まえ、次のとおり取り扱うこととしましたので、適切に対応願います。

なお、「児童生徒等及び教職員の発生状況報告」については、変更ありませんので、よろしくお取り計らいください。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならぬ場合も同様）
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ④新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

出席停止とする期間については、上記①～③については、保健体育課と協議すること、上記④については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とすること。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）とする目安

（1）下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

- ①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が確認された場合（ただし、4 日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。）

- ②新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①については、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とすること。

- (2) 上記(1)の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

【本件問い合わせ先】

上記1、2(1)について	県教育庁保健体育課	電話(086)226-7591
上記2(2)について		
・[中学校]	県教育庁義務教育課	電話(086)226-7584
・[高等学校]	県教育庁高校教育課	電話(086)226-7585
・[特別支援学校]	県教育庁特別支援教育課	電話(086)226-7912